

東葛支部市民相談会規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、千葉県行政書士会東葛支部（以下「支部」という。）が管轄する東葛5市（松戸市・柏市・流山市・野田市・我孫子市）の市民を対象とした相談会（以下、「相談会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとし、各市民の暮らしの手續きに関する相談を積極的に行い市民生活の悩みの解決に資する事を目的とし、ひいては行政書士制度の定着発展を図る事を目的とする。

第2章 活動

(活動内容)

第2条 支部は第1条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 相談会の開催
 - (2) 他の機関等が主催する相談会への相談員の提供・推薦等
 - (3) 前号までの相談会（以下、「相談会等」という。）で相談員となる支部会員の選定及び名簿作成等管理
 - (4) 他の機関等が主催する相談会の運営に関する協定等（以下、「協定等」という。）の締結・変更・終了に関する事務
 - (5) 前各号の活動を行うに必要な事務
- 2 相談会は第1条の目的を達成するため、次の活動を行う。
- (1) 相談会の運営
 - (2) 支部に対する情報の提供
 - (3) 前各号のための会議及び研修会の実施

(目的外活動の禁止)

第3条 相談会は、前条に規定する活動以外の活動をしてはならない。

第3章 会員

(相談員の資格)

第4条 以下の各号のすべてを満たす支部会員は相談員となることができる。ただし、第2号の規定は、在留資格に関する相談対応の場合に限る。

- (1) 行政書士会会費の未納がないこと
- (2) 入国管理局長が発行する届出済証明書を保持していること

(相談会への入会及び退会)

第5条 相談会への参加を希望する支部会員は、市民相談部長に申し込むものとする。市民相談部長は、直近に開催される正副支部長会に参加希望の申し込みがあった旨を報告し、正副支部長で該当会員の入会歴や支部活動への貢献度等を総合的に勘案したうえで承認し、幹事会へ提案することができる。幹事会は、出席会員の過半数の承認を得て、相談会への入会を認める。

- 2 会員は、任意に退会する事ができる。

(会員の定数)

第6条 相談会の会員の定数は各相談会につき6名以上とする。

(入会する地区)

第7条 会員が入会する相談会は、原則として登録された事務所所在地の地区内で開催する相談会とする。ただし、地域事情により他地区の会員が不足する場合または相談会の目的が地区を限定していない場合には、他地区の相談会に参加することができる。

(守秘義務)

第8条 会員は、相談会で知り得た個人情報等の秘密を漏らしてはならない。

第4章 役員

(役員及び定数)

第9条 相談会には、次の役員を置く。

- (1) 責任者 1名
- (2) 会計 1名

(役員を選任及び解任)

第10条 役員は、各相談会会員の中から互選で候補者を推薦し、正副支部長会の決議で選任する。
また正副支部長会の決議によって解任する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、または増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(会計の兼職禁止)

第12条 会計は、責任者を兼ねてはならない。

(会員名簿)

第13条 責任者は、会員名簿を作成し事業年度開始時に市民相談部長へ提出するものとする。

第5章 会計

(事業年度)

第14条 相談会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(補助金)

第15条 支部は、相談会に対し、支部の事業促進費より補助金を交付する。

- 2 相談会は、役員通信・交通費として、交付された補助金から次の支出をすることができる。
 - (1) 責任者 5,000円(年間)
 - (2) 会計 2,000円(年間)
 - (3) 運営費 3,000円(年間)

(事業報告及び決算報告)

第16条 責任者は、相談会の事業報告書を毎事業年度終了後、速やかに作成し市民相談部長に提出しなければならない。

第6章 運営

(監督)

第17条 市民相談部長は、相談会が適切に運営されていることを確認するため、相談会に対し、その運営、会計について報告を求めることができる。

(規則変更)

第18条 この規則は、幹事会の承認を得て変更することができる。

第7章 附 則

(附則)

第19条 この規則の施行については、幹事会の承認を経て、支部長がこれを定める。

- 第20条 この規則は平成23年4月16日から施行する。
- 2 この規則は平成28年6月10日から施行する。
 - 3 この規則は平成28年11月28日から施行する。
 - 4 この規則は平成29年7月19日から施行する。
 - 5 この規則は令和4年4月1日から施行する。